上越市みんなで防犯 安全安心まちづくり推進計画(案)

(令和5年度~令和12年度)

上越市

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 目次

第1章	計画策定の趣旨と背景等	
1	計画策定の趣旨及び改定	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の性格	3
4	計画の期間等	3
第2章	犯罪の現状と市民の防犯意識等	
1	犯罪発生の現状	4
2	罪種別状況	5
3	身近なところで起こりうる犯罪の状況	8
3	8 — 1 窃盗犯の手口別状況	8
3	B 一2 「カギかけ施錠」の状況	8
4	悪質・巧妙な特殊詐欺	9
5	子どもの安全 1	11
5	5-1 不審者情報	11
5	5-2 上越市安全安心情報配信システム(安全メール)	13
6	各区の地域特性	14
7	市民の意識	17
7	′ ー 1 防犯意識	17
7	′一2 地域防犯	18
7	'一3 防犯環境	20
第3章	計画の基本目標と取組の基本方向等	
1	基本目標 2	22
2	重点目標 2	23
3	取組の基本方向 2	24
3	3 — 1 意識づくり	25
3	3-2 地域づくり 2	26
3	- 3 - 環境づくり	27

4 安全	安心まちづくりの配慮事項	28
4 — 1	来越者の安全確保	29
4 – 2	事業者による防犯活動	29
4 — 3	犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組	30
4 — 4	被害者・加害者をつくらない教育	30
4 — 5	犯罪被害者等に対する支援	31
4 – 6	地域の特性を生かした取組	33
4 — 7	制度の改善・見直し	33
5 計画の	D体系	34
第4章 計	画の基本方向を構成する主な施策	
1 意識	づくり	35
1 — 1	防犯意識の広報啓発	36
1 – 2	防犯教室、講習会の開催	36
1 – 3	防犯情報の提供	36
2 地域	づくり	37
2 – 1	自主防犯活動の推進	37
2-2	人材の育成	37
2-3	安全の確保について配慮を必要とする方が	
	安全で安心して暮らせる取組の推進	37
2 – 4	青少年健全育成活動の推進	38
3 環境	づくり	38
3 — 1	犯罪の防止に配慮した基盤(インフラ)整備	39
3 – 2	犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発	39
3 – 3	学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進	39
3 — 4	相談業務の整備	39
第5章 計	画の推進体制	
1 推進金	会議の設置	40
2 庁内村	倹討会議の設置	40
3 計画の	D見直し	40

第1章 計画策定の趣旨と背景等

1 計画策定の趣旨及び改定

本計画は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」(平成 18 年 9 月 29 日条例第 57 号、以下「条例」という。)に基づいて策定するものです。

本市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、この地に暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受し、お互いを支えあう心を大切にしながら、地域社会を育んできました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、 地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきました。

こうした中、私たちが安全で安心して暮らせる生活を確保するためには、恵まれた生活環境を維持し、豊かで活力に満ちた明るい地域社会、清潔で美しいまちを目指しつつ、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。

安全で安心なまちづくりは、市及び市民一人一人がお互いの人権を尊重しながら、「地域の安全は自ら守る」との認識を持ち、それぞれの責任を果たしつつ連携し、行動していくことが必要です。

本計画は、市民はもとより本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる明るい地域社会を築き、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するための施策の基本方針、長期的な目標を明確にし、総合的かつ計画的な施策を展開するためのものであり、平成19年度に策定後、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

この度、計画期間(平成 27 年度から令和 4 年度)の満了により、前計画の構成を継承しつ、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これらの取組の成果や課題を考え合わせて、推進計画を改定するものです。

2 計画策定の背景

本市では、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、平成 18 年に制定した条例に基づいて策定した「みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」により、各種施策に取り組んできました。それらの取組の結果、当市における犯罪認知件数は、ピークであった平成 14 年の 3,242件から令和 3 年は 619 件で約 80%減少しました。

しかし、侵入盗や万引き、自転車盗などの窃盗犯が依然として多く発生しているほか、 社会的弱者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の増加が懸念される状況にあり、この要 因として、以下のことが挙げられます。

- ○急激な社会経済環境の変化やこれに伴う高ストレス社会を背景に、他人を思いやる心 や規範意識が希薄化し、罪を犯すことの抵抗感が弱まっていること。
- ○核家族化や生活様式の多様化、都市化や過疎化などにより、地域の人間関係が薄れて、 周囲に対し無関心の傾向が強まっていること。
- ○防犯意識は高まりつつあるものの「自分だけは大丈夫だろう」と楽観し、例えば、鍵 かけを怠るなど、防犯意識が十分認識されていないこと。
- ○高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、核家族 化や過疎化により家族や地域における見守り機能が弱まり、高齢者自身の情報不足や 認知機能が低下していること。
- ○家庭における親と子のふれあう時間が減少していることや地域の行事などで顔を合わす機会が減り、大人が他人の子どもに無関心になっていることから、家族や地域が子どもを健全に育成する機能が低下していること。
- ○社会全体のデジタル化の進展により、これらを悪用した特殊詐欺、不正取引や情報流 出などの犯罪が多発していること。

このことから市では、これらの要因を踏まえつつ、これまで実施してきた取組成果の評価・検証を行った上で、より効果的な取組を行うため推進計画を改定し、引き続き犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するものです。

3 計画の性格

本計画は、条例に基づき、市民が安全で安心して暮らし、さらには本市を訪れる人々にも安全で安心して滞在することができる地域社会の実現に向けて、本市が実施する、あるいは今後実施しようとする施策について「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」という視点で集約し、体系化したものです。

また、本計画は、国や県の各種計画・指針との整合を図るとともに、上越市第7次総合計画を上位計画として位置付け改定したものです。

4 計画の期間等

① 計画の期間

令和5年度から令和12年度までの8年間

② 計画の見直し

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である上越市第7次総合計画と整合 し、期間を令和12年度までの8年間として、「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社 会の実現」を目指します。

この実現に向けた重点目標は、新潟県の「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」と整合を図りつつ、令和5年度から8年度までを前期、令和9年度から12年度までを後期とし、前期の進捗状況を分析・検証し後期の取組につなげていきます。また、社会環境の変化などを踏まえて、計画の内容等についても必要に応じて見直します。

③ 進捗状況の公表

本計画に基づく施策の進捗状況については、広報上越、市ホームページ等を活用し、 毎年度公表していきます。

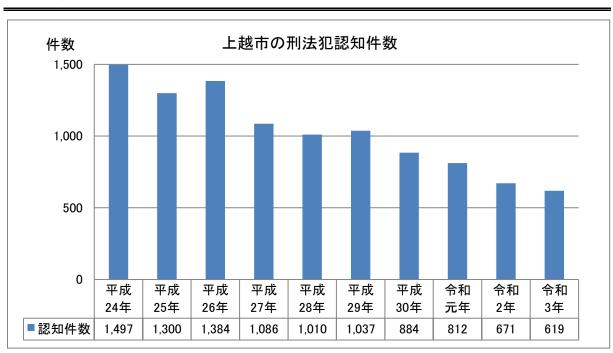
第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

本市における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに、以降は多少の増減はあるものの、 着実に減少傾向を辿っています。罪種別構成比の推移に大きな変化はなく窃盗犯が大半を占 める状況が続いており、その手口は、万引きが最も多く、自転車盗や侵入盗が続き、(P6・P8 参照)乗り物や家屋などの鍵かけの状況は、改善されているとは言えない状況です。また、 各区別の地域特性として、人口の多い地区における発生率が高い状況となっています。

市民の防犯意識は、令和 4 年度に実施した防犯に関する市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。)の結果から地域での防犯に係る関心や防犯活動への参加意思が減少傾向であったほか、「防犯活動への参加意思が低い」と答えた方の多くが「忙しいため」と回答(P18・P19参照)しており、高齢化社会など社会環境の変化によるものと考えられます。体感治安に関しては、全く又はあまり不安を感じないと回答した方の割合が 3 割ほど上昇しましたが、大いに又は多少不安を感じていると答えた方の多くは、「全国各地で凶悪犯罪が増えているため不安を感じる」と回答しています。(P21参照)

(関連する統計資料の詳細は以下のとおり)

1 犯罪発生の現状

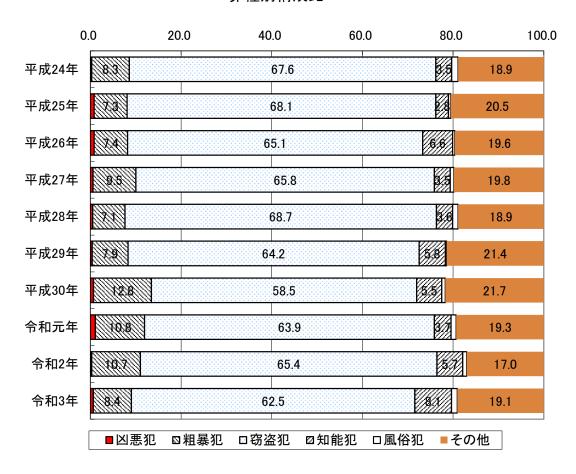


※国、県とデータの整合を図るため、警察の年間データを掲載します。(以下同じ。)

※刑法犯認知件数とは、刑法(暴力行為等処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む。)に規定された犯罪(交通事故によるものを除く。)で、警察において被害届、告訴等を受理した件数です。道路交通法やその他の法律に規定された違反や罪は含みません。

2 罪種別状況

罪種別構成比



※凡例 凶悪犯 : 殺人、強盗、放火、強姦などの罪

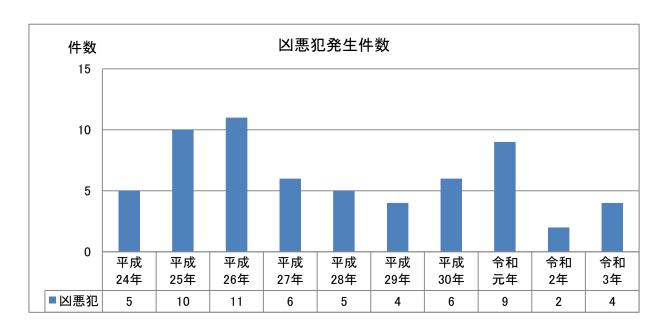
粗暴犯 : 暴行、傷害、脅迫、恐喝などの罪

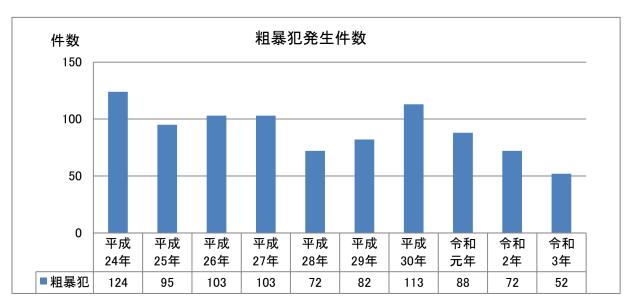
窃盗犯 : 窃盗の罪

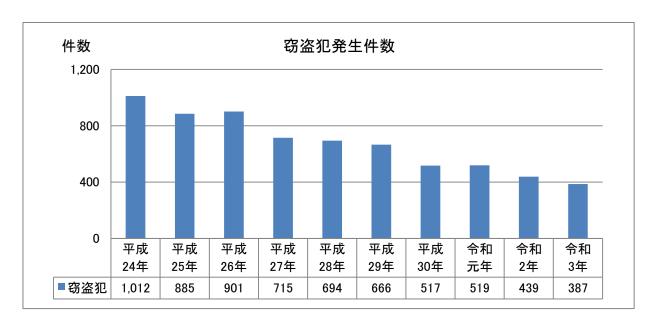
知能犯: 詐欺、横領(占有離脱物横領を除く)、偽造、汚職、背任などの罪

風俗犯: 賭博、強制わいせつ、公然わいせつなどの罪

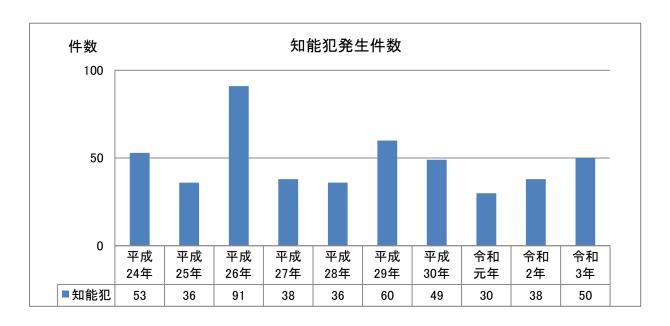
その他: 器物損壊、住居侵入、占有離脱物横領などの罪

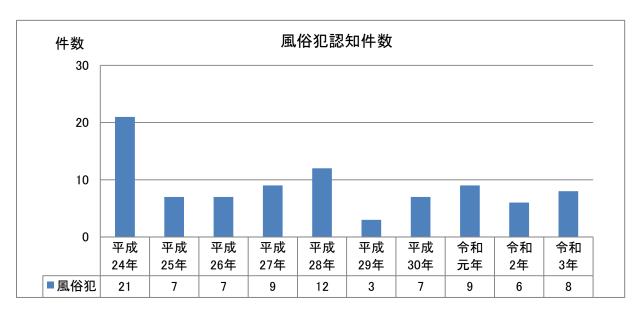


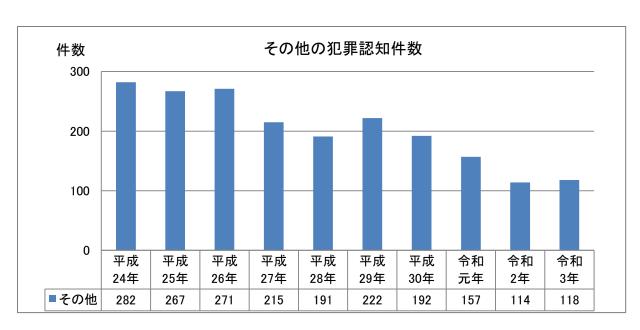




第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等



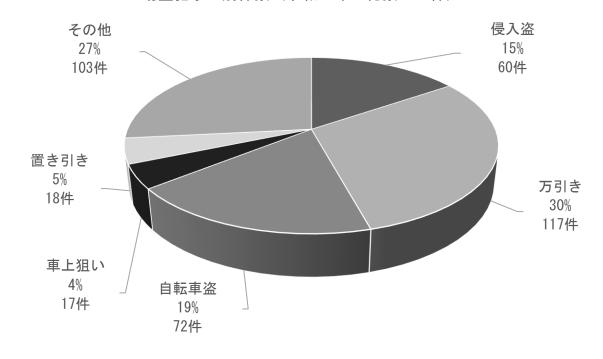




3 身近なところで起こりうる犯罪の状況

3-1 窃盗犯の手口別状況

窃盗犯手口別件数 (令和 3年 総数 387件)



3-2「カギかけ施錠」の状況

窃盗事件の施錠忘れによる被害率(平成26年・令和3年)

(妙高警察署管内の中郷区の数は含まない。)

		空き巣 ※1	忍び込み ※2	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗
上地士	平成 26 年	91%	97%	50%	57%	71%
上越市	令和 3 年	93%	93%	75%	100%	85%
北 海目	平成26年	76%	89%	77%	70%	74%
新潟県	令和 3 年	79%	98%	62%	58%	76%

※1 空き巣 :家人が不在の屋内に侵入し金品を盗むこと

※2 忍び込み:夜間家人の就寝時等に屋内に侵入し金品を盗むこと

4 悪質・巧妙な特殊詐欺

特殊詐欺は、電話等を使って被害者に高額な現金を振り込ませる等、悪質・巧妙な手口の犯罪であり、年々、手口が多様化、巧妙化する中、全国的に被害が増加しています。

類 型	説明
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事
	故に対する示談金等を名目に金銭等を騙し取るもの
預貯金詐欺	自治体職員や税務署職員を名乗り、還付金名目でキャッシ
	ュカードを騙し取り、預貯金を勝手に引き出すもの
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等を騙
	し取るもの
還付金詐欺	税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作さ
	せ、口座間送金により金銭を騙し取るもの
融資保証金詐欺	実際には融資をしないにもかかわらず、融資をする旨の文
	書等を送付するなどして、預金口座等に現金を振り込ませ
	て騙し取るもの
金融商品詐欺	パンフレットを送りつけ、「必ず儲かる」などと騙し、未公
(株/社債など)	開株や社債などの購入を勧め、購入代金などの名目で現金
	を騙し取るもの
ギャンブル詐欺	雑誌やメールなどで「パチンコ必勝法」「競馬必勝法」など
	を販売するなどと表示して顧客を募集し、購入を申し込ん
	だ者から情報提供料などの名目で現金を騙し取るもの
交際あっせん詐欺	雑誌やメールなどで「恋人紹介」などと表示して顧客を募
	集し、これに申し込んだ者から紹介料や保証料などの名目
	で現金を騙し取るもの
その他の名目詐欺	上記以外の非面接詐欺
キャッシュカード詐欺盗	警察官などと偽り「キャッシュカード(銀行口座)が不正に
	利用されている」などとして、嘘の手続を説明した上で、
	キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取るもの

近年の上越市内在住者の特殊詐欺被害状況

(単位:件・万円・人 集計:年別集計)

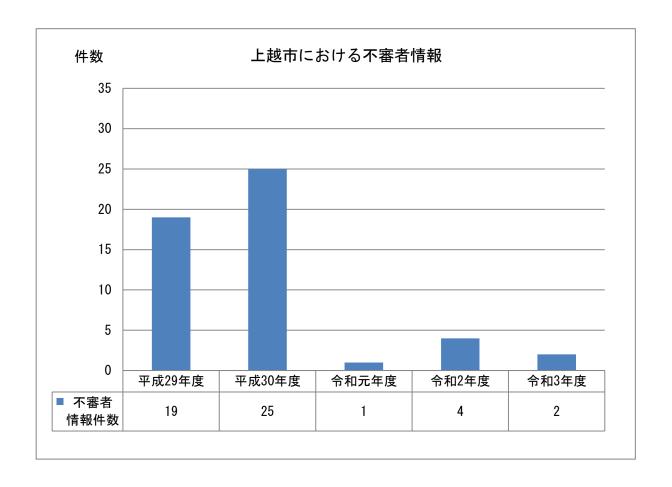
オレオレ詐欺 預貯金詐欺 架空料金請求詐欺	件数 金額 件数 金額 件数	平成 29 年 3 910 - -	平成 30 年 6 2, 210	令和元年 8 1,548	令和 2 年 0 0	令和 3 年 0 0
預貯金詐欺	金額 件数 金額 件数	910	2, 210			
預貯金詐欺	件数 金額 件数	-		1, 548	0	^
	金額件数	-	-	İ		U
	件数			-	0	0
架空料金請求詐欺 —			-	ı	0	0
木工州亚胡水引州 🗆	A 47	10	6	4	0	10
	金額	1, 265	5, 803	188	0	3, 623
還付金詐欺	件数	0	0	0	0	0
这 的 並計	金額	0	0	0	0	0
融資保証金詐欺	件数	1	2	0	1	0
附貝 休祉並計	金額	56	335	0	30	0
金融商品詐欺	件数	0	0	0	0	0
(株/社債など)	金額	0	0	0	0	0
ギャンブル詐欺	件数	0	0	0	0	0
イヤンノル計典	金額	0	0	0	0	0
交際あっせん詐欺	件数	0	0	0	0	0
文际のうせん計画	金額	0	0	0	0	0
その他	件数	0	0	0	0	0
(物品類)	金額	0	0	0	0	0
キャッシュカード	件数	-	-	-	1	1
詐欺盗	金額	-	-	-	29	0
Δ = 1	件数	14	14	12	2	11
合 計	金額	2, 231	8, 348	1, 736	59	3, 623
	50 代以下	-	-	1	1	0
fr. 15	60 代	-	-	2	0	9
年代	70 代	-	-	7	0	0
	80 代	-	-	2	1	2
小 計		-	-	12	2	11
+c)(2)(B, A, I)	件数	208	147	142	144	116
新潟県全体	金額	57, 253	40, 598	24, 724	29, 869	22, 508

[※]平成29、30年は被害者の年代及び性別に関するデータなし

[※]令和元、2年の50代以下は、40代のそれぞれ1件ずつのみ

5 子どもの安全

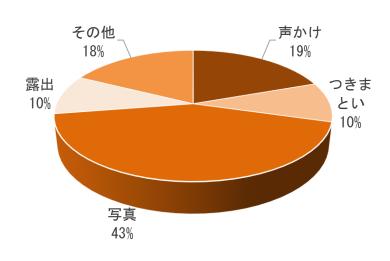
5-1 不審者情報 (上越市安全メールでの配信件数 (H29 年度~令和 3 年度))



上越市安全メールで配信した不審者情報(51件)の内訳

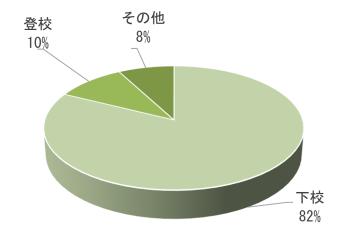
【態様別】





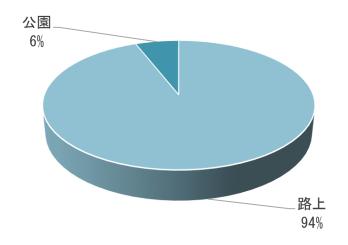
【時間帯別】

- ·下校 42 件 (14~19 時)
- ·登校 5件 (~9時)
- その他 4件



【場所別】

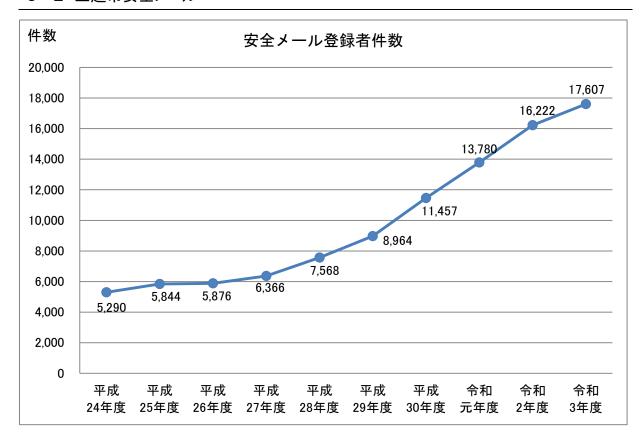
- ·路上 47 件
- 公園 4 件
- その他 0件



※ 前ページの不審者情報に係る統計は、上越市安全メールで配信した内容を数値化したものであり、市内で発生した不審者事案の全ての件数ではありません。

また、これら不審者情報の中には、単に道を尋ねたり、善意で声をかけたりした行為などが 含まれている可能性があります。

5-2 上越市安全メール



安全メールの配信件数

(単位:件)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	防犯	38 (19)	45 (25)	14(1)	21 (4)	23 (2)
	防災	48	18	22	6	24
	火災	110	89	102	89	65
	交通安全	3	3	2	3	8
そ	行方不明者	8	17	16	12	11
の他	クマ、イノシシ	38	73	147	159	123
情	その他	22	24	20	73	10
報	小計	68	114	183	244	144
	合計	267	269	323	363	264

※防犯のカッコ書きは不審者情報に関する情報発信件数

※分類「その他情報」中「その他」は、熱中症注意情報、コロナウイルス感染症に係る情報、 地盤沈下情報、大雪に関連したイベントや市民生活に関する諸情報などを配信

6 各区の地域特性

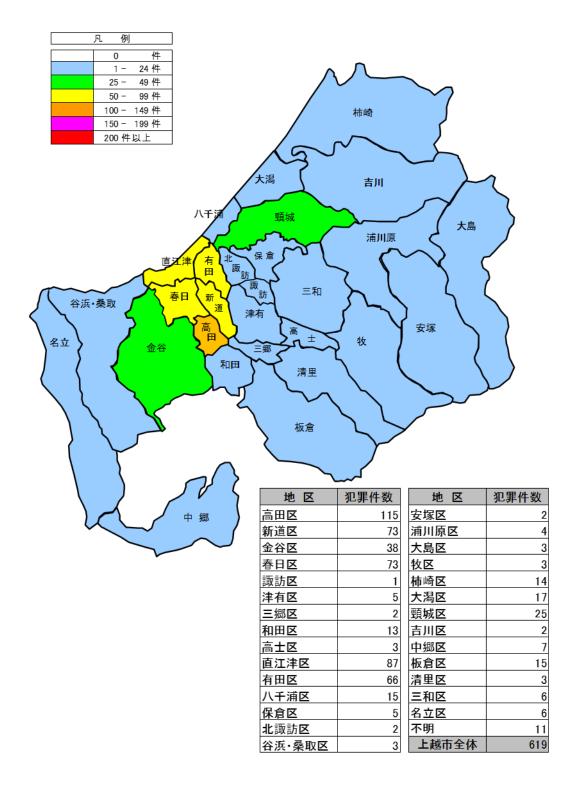
犯罪率等の各区状況比較

				平成 26 年	令和3年	令和3年認	犯罪率
	人口	面積	人口密度	刑法犯認知	刑法犯認知	知件数割合	(認知件数
	(人)	(km 2)	(人/km 2)	件数(件)	件数(件)	(%)	/1,000人)
上越市	188, 382	973	193. 6	1, 384	619	100	3. 3
合併前上越市	128, 475	249	516. 0	1, 138	501	80. 9	3. 9
安塚区	2, 134	70	30. 5	4	2	0. 3	0. 9
浦川原区	3, 137	51	61.5	30	4	0. 6	1. 3
大島区	1, 348	72	18. 7	6	3	0. 5	2. 2
牧区	1, 668	61	27. 3	0	3	0. 5	1.8
柿崎区	9, 060	85	106. 6	42	14	2. 3	1.5
大潟区	9, 247	17	543. 9	48	17	2. 7	1.8
頸城区	9, 342	38	245. 8	47	25	4. 0	2. 7
吉川区	3, 803	76	50. 0	10	2	0. 3	0. 5
中郷区	3, 472	44	78. 9	5	7	1. 1	2. 0
板倉区	6, 409	67	95. 7	22	15	2. 4	2. 3
清里区	2, 539	38	66. 8	6	3	0. 5	1. 2
三和区	5, 362	39	137. 5	17	6	1.0	1. 1
名立区	2, 386	66	36. 2	9	6	1.0	2. 5
その他	-	-	-	-	11	1.8	-

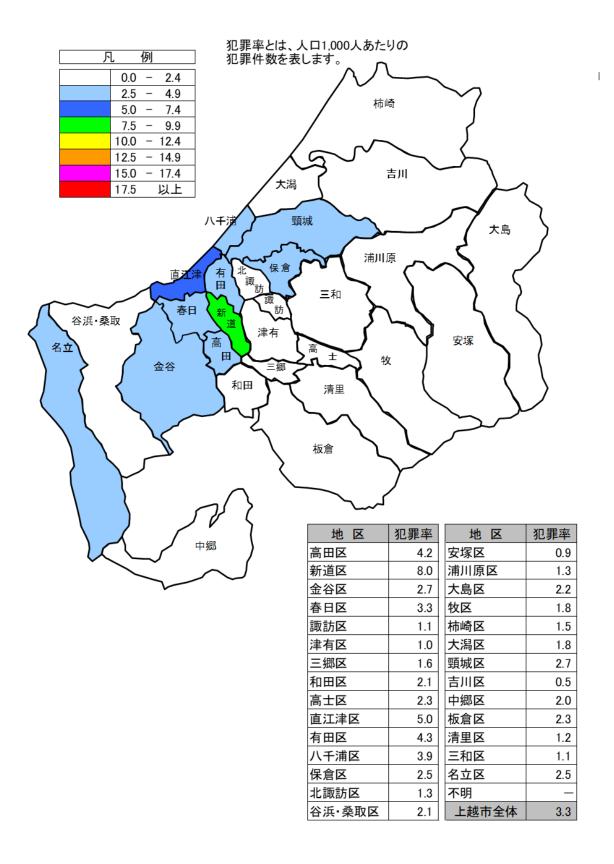
[※] 人口は令和3年3月31日現在のもの

上越市における罪種別刑法犯認知状況

犯罪発生件数マップ(令和3年中)



犯罪率マップ (令和3年中)



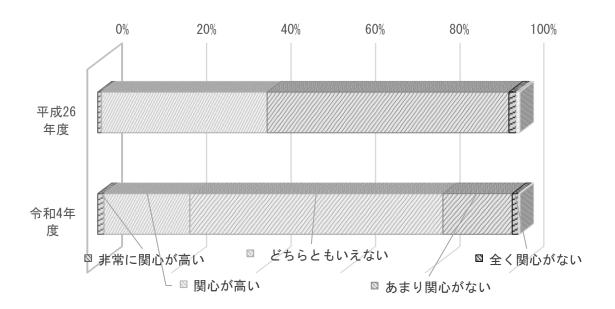
7 市民の意識(令和4年度 防犯に関する市民意識調査結果)

7-1 防犯意識

防犯への関心度について、全体の 21.8%が「関心が高い」という回答でした。 ※無回答は、除きます。(以下同じ。)

《問》あなたが住む地域の方々の「防犯」に対する関心は高いと思いますか。 当てはまるものを1つ選んでください。

	平成 26 年度	令和4年度
「非常に関心が高い」・・・・・・・・・	• 0.9%	► 1.5%
「関心が高い」・・・・・・・・・・・・・	• 39. 2%	▶ 20.3%
「どちらともいえない」・・・・・・・・	• –	▶ 59.9%
「あまり関心が高くない」・・・・・・・	• 57. 3% ———	► 16.5%
「全く関心がない」・・・・・・・・・・	• 1.8%	1.5%



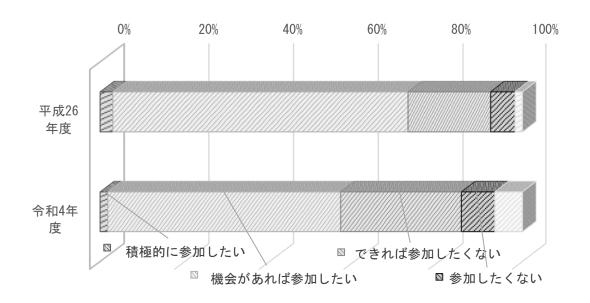
7-2 地域防犯

防犯活動との関わりについて、全体の 56.8%が「参加したい」と思っているものの、「積極的に参加したい」という回答は約1.8%にとどまっています。

また、参加したくない理由として、約半数の方が「忙しいから」と回答しました。

《問》今後、あなたは地域での防犯活動に参加したいと思いますか。

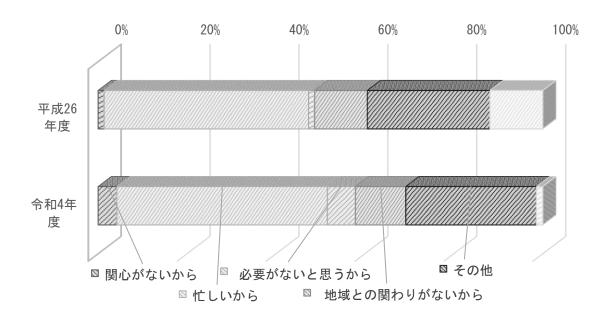
	平成 26 年度	令和4年度
「積極的に参加したい」・・・・・・・・	· · · 3.0%	→ 1.8%
「機会があれば参加したい」・・・・・・	· · · 69.7% ———	→ 55.0%
「出来れば参加したくない」・・・・・・	· · · 19.6% ———	→ 28.5%
「参加したくない」・・・・・・・・・・	· · · 5.9%	→ 8.0%



第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

《問》「できれば参加したくない」、「4. 参加したくない」と回答した方の、その理由は何で すか。

	平成 26 年度	令和4年度
「関心がないから」・・・・・・・・	· · 1.2% ———	→ 4.2%
「忙しいから」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 39. 2% ———	→ 47.2%
「必要がないと思うから」・・・・・・・	· · 1.2% ———	→ 6.3%
「地域と関わりがないから」・・・・・・	• 10.5% ———	→ 11.3%
「その他」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 24.4% ———	→ 29.6%

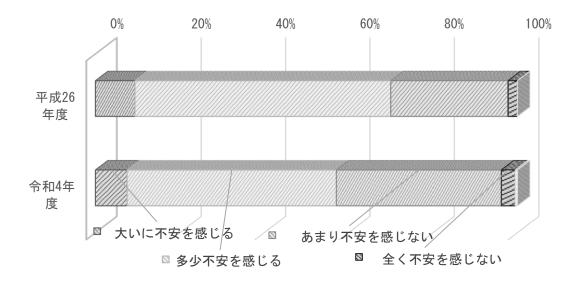


7-3 防犯環境

犯罪の被害者になることについて、全体の 57.1%の方が、何らかの犯罪の被害に遭うかもしれないという不安感を抱いています。

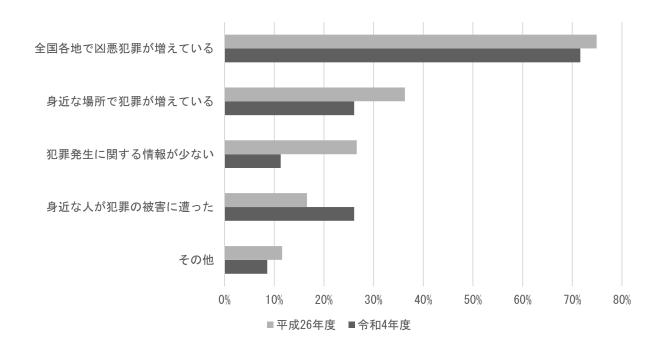
《問》あなたは、ご自身やご家族が「何らかの犯罪に巻き込まれて、被害者になるかもしれない」という不安を感じますか。当てはまるものを1つ選んでください。

	平成 26 年度	令和4年度
「大いに不安を感じる」・・・・・・・・	· · 8.9% ———	→ 7.5%
「多少不安を感じる」・・・・・・・・・	· · 57.6% ———	→ 49.6%
「あまり不安を感じない」・・・・・・・	· · 26.4% ———	→ 39.1%
「全く不安を感じない」・・・・・・・・	· · 2.1%	→ 3.3%



《問》不安を感じる原因は何ですか。 当てはまるもの全てを選んでください。

	平成 26 年度	令和4年度
「全国各地で凶悪事件が増えている」・・・・・・	· · · 74.9%	→ 71.6%
「身近な場所で犯罪が増えている」・・・・・・・	• • • 36.3%	→ 26.1%
「犯罪発生に関する情報が少ない」・・・・・・	••• 26.6%	→ 11.3%
「身近な人が犯罪の被害に遭った」・・・・・・・	••••16.6%	→ 26.1%
「その他」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 11.6%	→ 8.6%



第3章 計画の基本目標と取組の基本方向等

1 基本目標

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くことはみんなの願いです。

この実現のため、市はもとより、市民、町内会、防犯団体、事業者が「地域の安全は自ら守る」という意識の下で、地域社会の担い手として連携していくことが必要です。

また、観光や通勤、通学などで本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの 地で暮らし、滞在することができるまちづくりを推進していかなければなりません。

こうした認識から、本計画では安全安心まちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現

2 重点目標

本計画は、犯罪のない地域社会の実現を目指していることから、刑法犯認知件数の具体的な数値の目標は設定せず、毎年、新潟県警察本部が公表する刑法犯認知件数の実績を分析・検証するとともに進捗状況を管理し、主要事業に反映させていきます。

なお、条例では、刑法犯認知件数のみならず、警察に認知されない犯罪を含めたあらゆる犯罪のない地域社会の実現を目的としていることから、犯罪発生件数を減少させることを重点目標としました。

重点目標

犯罪発生件数を減少させる

3 取組の基本方向

本計画の基本目標や重点目標を達成するためには、多岐にわたる犯罪発生の背景や原因を踏まえた広範な対策や対応が必要です。

本計画においては、本市における犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を、総合的かつ計画的に推進するため、前計画に引き続き、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3つを基本方向として、具体的な施策に取り組みます。

また、本計画を推進していく上で、これら3つの基本方向について、その進捗の状態や 程度を明らかとするため、市民の「防犯」に関する事項をバロメーターとし、市民意識調 査の結果を改善や向上の目安として示しました。

基本方向

- ○意識づくり・・・「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組
- 〇地域づくり・・・「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりへの 取組
- 〇環境づくり・・・「犯罪に遭わない、起こさせない」ため安全で安心して暮らせる 環境づくりへの取組

3-1 意識づくり

「意識づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組です。 発生する犯罪のうち、その多くを占める自転車盗、車上ねらい、空き巣、忍び込みなど の窃盗犯は、市民の身近なところで起きています。

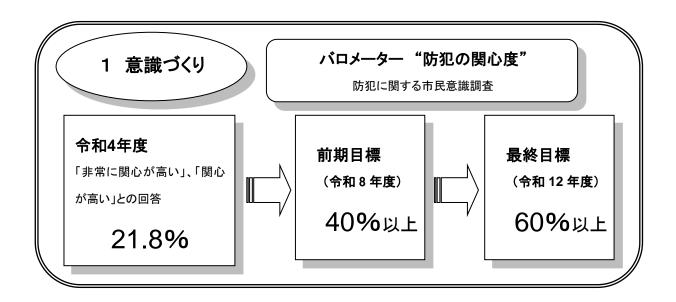
また、社会的弱者を狙った悪質・巧妙な特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪が全国的に増加 傾向にあるとともに、新たな手口が次々と報告されていることから、できるだけ迅速に情 報を発信し、市民一人一人が被害に遭わないよう自ら対策をとることが大切になります。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のための基本となる考え方は、市民一人一人が「地域の安全は自ら守る」という意識をもって防犯活動を行っていくことであり、市はこれらの活動を支援していくとともに、具体的な手口や犯罪から身を守る方法等を周知しながら、市民の自主防犯意識の高揚を図っていきます。

また、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の未然防止や早期発見するための相談体制の充実を図っていきます。

市民意識調査の結果では、市民の「防犯」の関心度が、「非常に関心が高い」あるいは「関心が高い」が全体の 21.8%と低迷し、前計画でのバロメーターとして設定した 60% を超えることができませんでした。

そこで、更に諸施策を推進して計画期間の前期である令和8年度までに防犯の関心度を40%以上、そして最終年度となる令和12年度までに60%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



3-2 地域づくり

「地域づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりの取組です。

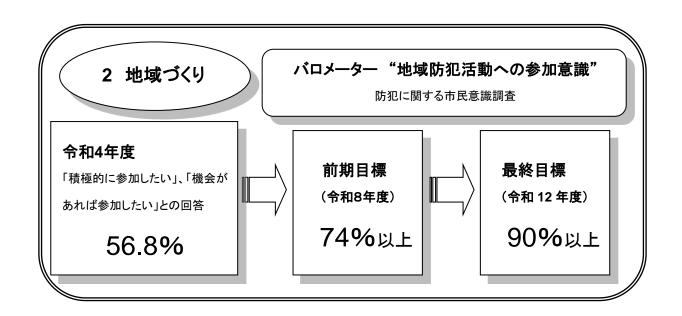
近年、都市化の進展や生活様式の多様化、また、情報伝達手段の飛躍的な進歩や変化などを背景として、地域社会における連帯感の希薄化が進み、地域コミュニティ活動が停滞してきているといわれています。

防犯面においても、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能が低下 しつつあることから「地域の安全は自ら守る」という意識の下に、お互いに守り支え合う コミュニティを再び形成する必要があります。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のため、地域防犯の意識を地域全体に 広め、市ではこうした活動を支援し、地域づくりを推進していきます。

市民意識調査の結果では、地域の防犯活動に「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」が全体の 56.8%と前計画でバロメーターとした 90%を超えることができませんでした。

そこで、市民の関心の高い防犯活動への参加意識を具体的な活動につなげるための施策を研究し実行することで、計画期間の前期である令和8年度までに「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」を74%以上、そして最終年度となる令和12年度までに90%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



3-3 環境づくり

「環境づくり」とは、地域社会の「環境づくり」、つまり「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組です。

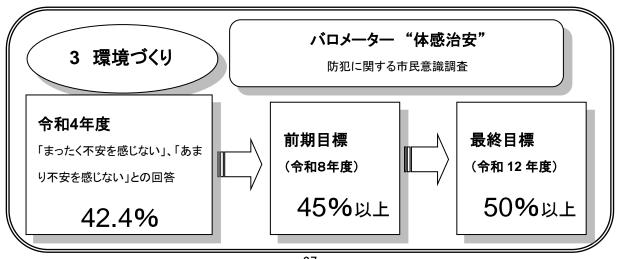
全国的に、本来安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ等が発生しています。また、道路、公園等での犯罪や住宅への侵入犯罪も多数発生しており、誰もが犯罪被害に遭う可能性が高くなっています。

こうしたことから、犯罪の温床となりにくい清潔で美しいまちを築くため、学校を始め公園や道路等の防犯性の向上や安全対策を推進し、犯罪の起こりにくい環境をつくることが必要です。市では、市民の「犯罪に遭わない、起こさせない」ための環境づくりの取組を推進します。

市民意識調査の結果では、犯罪の被害者になりうることについて「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」が全体の42.4%という結果であり、前計画でバロメーターとして設定した34%を大きく超え目標を達成しました。

また、市民が被害に遭う不安を抱えている犯罪としては、侵入盗(空き巣、事務所荒し等)、 商法犯罪(特殊詐欺等)、屋外での犯罪(車上ねらい、自動販売機ねらい等)、乗り物窃盗(自動車、自転車、バイク等)、性的犯罪(痴漢、ストーカー等)などの身近で起こりうる犯罪が 多く、また犯罪被害への不安原因として「全国各地で凶悪事件が増えている」が全体の71.6% と圧倒的に多く、次いで「身近な場所で犯罪が増えている」、「身近な人が犯罪の被害に遭った」が同数でした。

全国各地で発生する凶悪事件に関する報道や身近な場所で発生する犯罪を背景に身近な安全(以下「体感治安」という)への不安感もあることから、さらに環境づくりの施策を推進するとともに、市民に安心感を与えるようなきめ細かな広報に努め、計画期間の前期である令和8年度までに「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」という"体感治安"を45%以上、そして最終年度となる令和12年度までに50%以上に向上させることを、本計画の推進状況を測るための目安とします。



4 安全安心まちづくりの配慮事項

条例では、重点的に推進する事項や本市が独自に規定した責務、独自に取り組む施策などを明確にしています。

本計画では、条例で示すもののほか、前計画で示した7つの重要な事項について、引き 続き施策や事業をより充実させるための視点として、安全安心まちづくりの配慮事項とし て位置付けることとしました。

1 意識づくり

安全安心まちづくりの配慮事項

○ 来越者の安全確保
○ 事業者による防犯活動
○ 犯罪の防止等に配慮した空き家等 (※) への取組
○ 被害者・加害者をつくらない教育
○ 犯罪被害者等に対する支援
○ 地域の特性を生かした取組
○ 制度の改善・見直し

(※) 空き家等には空き地も含みます。

4-1 来越者の安全確保

市民はもとより本市を訪れる人々も含め、安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、「来越者の安全確保」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

近年、「新型コロナウイルス感染症」により、全国的に交流人口は低下しているものの、本市では、北陸新幹線の開業後、上信越自動車道の 4 車線化や新水族博物館の完成など、まちの力が一層高まってきており、新型コロナウイルス感染症の収束と共に更なる交流人口の拡大が見込まれます。

仕事や観光等で本市を訪れる人々に安全で安心して滞在していただくため、市や市民が、 地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、それぞれの防犯活動の積極的な取組を 推進していくことが重要です。

市では、「来越者の安全確保」に配慮し、上越商工会議所・各区商工会、警察など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者に理解を求め、意識啓発、広報活動、防犯情報の提供、防犯講習会等の開催に取り組んでいきます。

4-2 事業者による防犯活動

事業者も地域社会を形成する重要な主体のひとつであることから、「事業者による防犯活動」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。 条例第7条では、「事業者の果たすべき責務」を定めています。

事業者には、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得を図る配慮のほか、地域の一員として地域防犯活動へも参加していただくよう努めてもらうことが望まれます。

市では、上越商工会議所・各区商工会、上越市防犯協会、警察など関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などの支援に取り組んでいきます。

また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、 人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めていきます。

4-3 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組

近年、過疎化の進行・人口の減少などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、空き家を始め管理放棄された住宅・アパート・事業所などが増加し、社会問題になっています。

管理が不十分な空き家の増加はやがて、雑草の繁茂や害獣・害虫の発生、不法投棄の温床、景観の悪化につながるほか、建物の劣化による屋根や外壁の崩落、放火や不法侵入など犯罪の温床となることなど、防犯面のみならず、防災面や衛生上、景観上の問題発生が懸念されます。

空き家は本来所有者(管理者、使用者を含む。)が適正に管理すべきものですが、まちの荒廃となる要因を最少化させ、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、「犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

4-4 被害者・加害者をつくらない教育

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪の被害に遭わない ための教育(被害者をつくらない教育)と、犯罪を起こさないための教育(加害者をつく らない教育)両者の充実を図っていく必要があることから、「被害者・加害者をつくらな い教育」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

被害者をつくらない教育には、犯罪被害の予防策や防止策、対処方法などの知識の習得を目的とする、こども安全教室(幼児対象の連れ去り防止教室等)、児童安全教室(低学年児童対象の連れ去り防止教室等)、高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練などがあります。

加害者をつくらない教育には、非行防止教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教室などがあります。

また、罪を犯す人の中には、子どもの頃に虐待を受けた経験のある場合が少なくないという指摘もあり、児童虐待防止を含めた防犯教育が、被害児童をつくらないだけでなく、将来の加害者をつくらないための重要な教育活動であると言えます。

市では、警察や上越少年サポートセンターなどの専門的な知識や技能を有する関係機関や民間団体等と連携を図り、被害者・加害者をつくらない教育に取り組んでいきます。

4-5 犯罪被害者等に対する支援

犯罪の被害に遭った人やその家族が、少しでも早く立ち直ることができるように、「犯罪被害者に対する支援」を配慮事項に位置付け、警察署単位で設置する警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、国や県、関係機関と連携しながら、各種支援・相談窓口などそれぞれの機関の横断的な連携を図っていきます。

(次ページの犯罪被害者に対する支援制度等一覧表を参照。)

市では、市民の一番身近な窓口としてそれぞれの機関へ導く役割を果たしていくととも に、関係する庁内各課の連携を密にしています。

※ 犯罪被害者等: 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族 (犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項)

犯罪被害者に対する支援制度等一覧表

支援内容	制度名	関係機関、団体等
危機介入	指定被害者支援要員制度	警察
情報提供	被害者連絡制度	警察
	被害者等通知制度	検察庁
再被害防止	DV法※1 に基づく保護命令等	県、市、警察、裁判所
	ストーカー規制法※2 に基づく警告	県、市、警察、裁判所
	住民票の閲覧制限(DV、ストーカー)	市、警察
プライバシー保護	人権救済制度	法務省の人権擁護機関
経済的支援	犯罪被害給付制度	警察
	司法解剖や医療費等の公費支出制度	警察
	所得控除	税務署
	犯罪被害救援基金	公益社団法人犯罪被害救援基金
	犯罪被害者等見舞金支給事業	市
裁判における支援	被害者支援要員制度	検察庁
	裁判における各種支援制度	裁判所
	不起訴処分の妥当性の審査	検察審査会
各種相談	各種相談	警察本部、警察署、少年サポートセンター、市
	被害者ホットライン	検察庁
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター (法テラス)
	無料相談	弁護士会
	被害に関する心の相談	公益社団法人にいがた被害者支援センター
	心の健康	精神保健福祉センター、保健所、市
	自殺防止	上越地域いのちとこころの支援センター 社会福祉法人新潟いのちの電話
	カウンセリング	警察本部犯罪被害者支援室、県臨床心理士会
	子ども、女性、DV、児童虐待	県女性福祉相談所、児童相談所、警察、市
	暴力団に関する相談	新潟県暴力追放運動推進センター、警察
	人権相談	法務局、市
	悪質商法	県・市の消費生活センター

※1 DV法:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)

※2 ストーカー規制法:ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

4-6 地域の特性を生かした取組

犯罪の発生には、地域の立地、環境、人口、交通等の特徴や様々な要素が影響を及ぼし あっているものと考えられるため、「地域の特性を生かした取組」を配慮事項に位置付け て、取組を推進します。

本市は広大な市域を有し、様々な地域特性が存在することから、市域全体に共通する支援や取組を行うだけでなく、それぞれの地域に即した視点を持つことが必要になります。 市では、これまでの事業の取組を生かし、地域の特性や犯罪発生の状況、地域防犯活動の状況等を総合的に考慮し、事業に取り組んでいきます。

4-7 制度の改善・見直し

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を進めていく取組は、ソフト、ハードを含め多岐にわたり、いずれの取組も安全安心まちづくりにおいて必要不可欠な要素です。 しかしながら時間の経過とともに、取組に対する関心が薄れたり、形式的なものとなってしまうケースもあるのが現状です。

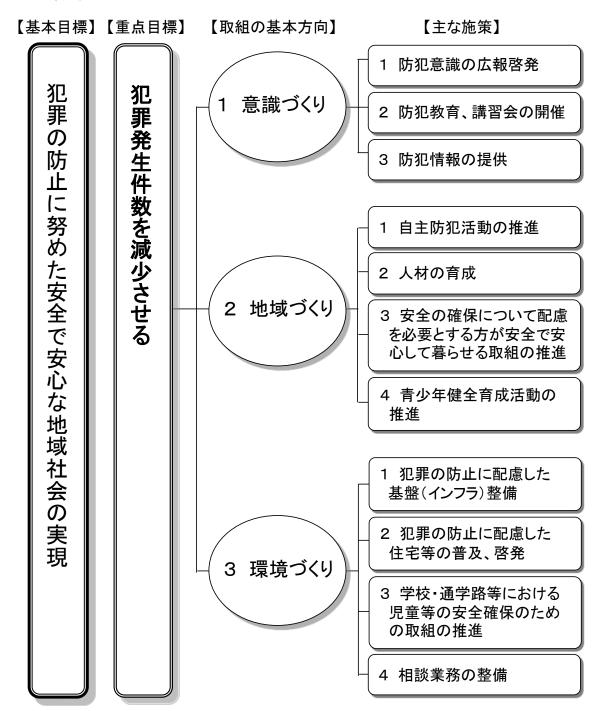
こうした現状を回避し、常に時代にあった取組を展開していくため、市では「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」と連携し、進捗状況の確認や効果の測定、制度の見直し・改善を行っていきます。

5 計画の体系

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、本計画では基本目標と、さらにそ の実現に向けた重点目標を設定しました。

これを下にに取組の基本方向を3つに区分し、それぞれの主な施策を総合的、体系的に整理し、計画の体系のとおり位置付けました。

計画の体系



第4章 計画の基本方向を構成する主な施策

本計画の基本方向である「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」それぞれの実現に向けた具体的な取組を「主な施策」として位置付けます。

この「主な施策」の目的を直接的に達成するために行う事業については、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議に参画する各団体において取り組む内容とし、その進捗管理については、条例に基づき、当該推進会議の中で評価、検証を行うとともに、その結果については、市ホームページ等で公開します。

なお、個別の事業については、犯罪の状況や社会環境の変化に対応して適宜、変更も 必要になることから計画本編には掲載せず、実施計画として別に整理することとしま す。

1 意識づくり

市民一人一人が防犯に関心を持ち、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。

1-1 防犯意識の広報啓発

市民の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深め、「地域の安全は自ら守る」という 意識、自ら率先して地域の安全活動への参加意欲を高めるため、上越市防犯の日、上越市 防犯週間における重点的な活動や商業施設等における啓発事業を実施し、市民だけでなく 事業者等の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。

広報紙やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ放送などの各種媒体を活用して積極的な 広報活動を推進し、市民等の自主防犯に対する意識啓発を推進します。

仕事や観光等で本市を訪れる人々も安心して滞在することができるよう、市、市民、事業者、町内会、防犯協会・防犯組合等が互いに連携し、安全安心まちづくりを推進していきます。

1-2 防犯教室、講習会の開催

犯罪の防止に努めた安全安心な地域社会を実現するためには、市民一人一人が防犯に関する知識や理解を持つことが必要です。

そこで、犯罪被害に遭わないための防犯教育だけでなく、犯罪を起こさないための非行防止や薬物乱用防止、いじめ防止、児童虐待防止などの教育にも配慮した各種教室や講習会を関係機関等と連携し、開催します。

また、高齢者等を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺等の被害防止を図るため、高齢者防犯教室などを開催します。

このほか、観光施設や宿泊施設等の事業者を対象とした防犯講習会を開催するなど、来越者が安全で安心して滞在できる防犯まちづくりに配慮します。

1-3 防犯情報の提供

犯罪の発生状況や防犯に関する知識、不審者の情報などを広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線などの各種広報媒体や安全メール、SNS等のシステムを活用して情報提供します。

地域特性に配慮した効果的な情報提供を心がけ、犯罪被害の拡大防止と予防に努めます。

第4章 計画の基本方向を構成する主な施策

また、本市の安全安心まちづくりの取組や推進状況に関する情報、活動事例、防犯活動の参考となる情報等についても積極的に提供していきます。

2 地域づくり

本市では、昔から近隣同士の挨拶や声かけなどが日常的に行われる習慣や美風があり、 知らない人が入り込めばすぐにわかるという、地域社会における無意識の監視・領域性が 防犯上の効果をもたらしてきました。

近年、都市化、社会環境の著しい変化に伴い、地域コミュニティ活動が停滞し、地域に 備わっていた自主防犯の機能が低下してきました。

市では、市民等に「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識が芽生え、ボランティアパトロールや子ども見守り活動が活発に行われるよう、薄れつつある地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2-1 自主防犯活動の推進

地域の連帯感や防犯力を高めるため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取組の継続を支援します。

地域における自主防犯活動の状況、110番協力車制度、青色回転灯パトロールなど地域特性に応じた活動の支援をします。

2-2 人材の育成

地域における防犯まちづくり活動を促進し、より多くの皆さんから自主防犯活動に参加 していただくため、ボランティアをはじめ地域防犯活動のけん引役であるリーダー等と地 域住民が主体となった防犯活動の活性化を推進します。

2-3 安全の確保について配慮を必要とする方が 安全で安心して暮らせる取組の推進

近年は刑法犯認知件数が減少する一方、凶悪化、悪質化、手口の巧妙化の傾向が強まり、 子どもをはじめ高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。

市では、こうした比較的犯罪被害に遭いやすい方々の安全の確保について配慮し、安全

で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を推進します。

2-4 青少年健全育成活動の推進

次世代を担う子どもたちが健全に育ち、将来の地域のリーダーとして成長していくことは、防犯面のみならず活力ある地域社会を維持していく上でも重要な要素です。

青少年の非行防止や街頭指導活動、有害環境浄化などの諸活動を行う青少年健全育成センターを始め、保護司会、警察等と連携し、青少年健全育成活動を推進します。

3 環境づくり

安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪に遭わない、犯罪の起こりにくい環境 づくりを推進することが大切です。

市では、学校・通学路等の犯罪の防止に努めた基盤整備だけでなく、防犯性の高い住宅の普及啓発、子どもの安全確保のための取組、相談業務などのソフト面の充実を図り、ハードとソフトの両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。

環境づくりにおいては、企画・設計・構造・設備・管理上の参考となる手法、配慮事項、 具体的方策、整備基準などについて、県では「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり 条例」に基づき次の4つの指針を示しています。

- ① 学校等における子どもの安全確保のための指針
- ② 通学路等における子どもの安全確保のための指針
- ③ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- ④ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

市ではこれら4つの指針に配慮した取組を推進していきます。

また、県においては、防犯カメラの設置及び利用に関する取扱いの基準となる指針や留 意事項として、

- ① 防犯カメラの設置及び利用に関する指針
- ② 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項

が制定されており、市では防犯カメラの設置及び利用に関して、人権に配意した適正な運用が図られるよう努めていくとともに、これら指針等が広く周知されるよう努めます。

3-1 犯罪の防止に配慮した基盤(インフラ)整備

犯罪の防止に配慮した環境づくりにおいて、その基礎となる基盤 (インフラ)整備を推 進します。

道路、公園、駐車場等の市民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、県の防犯指針に配慮した施設整備や施設改善に努めます。

また、犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した 適切な運用が図られるよう努めます。

3-2 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発

住宅等の防犯性を向上させるための広報啓発や必要な情報の提供、関係機関等と連携した助言などを実施します。

3-3 学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進

学校等及び通学路等における児童等に対する犯罪を防止し、安全を確保するため、県防犯指針に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を推進します。

また、「こども110番の家」等の緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に 設置されるよう、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携し、支援します。

3-4 相談業務の整備

市民の安心感を高めるため、市民の一番身近な相談窓口として、関係する庁内各課、外部の専門的な機関・団体等へ導く役割を果たしていきます。

各種相談において、業務の充実を図り、犯罪被害の未然防止、拡大防止、二次被害の防止に努めます。

第5章 計画の推進体制

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に向けて、市及び市民、地縁団体等、 事業者、土地所有者等が、それぞれの責務を果たし、連携して取り組んでいくとともに、 安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うため、本計画の進捗状況 の点検、評価・見直しに配意した推進体制とします。

1 推進会議の設置

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に向けた各種施策を市民と一体となって推進するため、学識経験者、関係行政機関、地縁団体等の代表者、事業者、公募市民等の委員で構成する「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」を設置し、第4章に記載のとおり、施策の進捗状況に関する評価や安全安心まちづくりに関する基本的事項及び重要事項について調査・審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

2 庁内検討会議の設置

本計画を実施するに当たっては、主に施策を行う庁内関係部署が互いに連携し、協力 して取り組むため「庁内検討会議」を設置し、情報の共有化を図るとともに、施策効果 の検証を行い、実効性の確保を図ります。

3 計画の見直し

本計画の見直しを行う場合は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」の意見を聞き、変更等を行います。

計画を見直した場合は、広報上越、市ホームページ等を活用して公表します。